

## 提案制度に関する訓令

[最終改正 令和6.3.8 京都府警察本部訓令第3号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、京都府警察職員（以下「職員」という。）から提出された要望、意見（以下「提案」という。）を組織運営に反映させることにより、職員の参加意識を高揚するとともに、職員相互の意思の疎通を促進し、もって士気の高揚と警察業務の効率的運用を図るため、職員からの提案に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の心構えと所属長の責務)

第2条 職員は、常に参加意識をもつて積極的に提案を行い、業務運営、職場環境等の改善向上に努めなければならない。

2 所属長は、提案制度の趣旨を理解し、あらゆる機会をとらえて提案の気風の醸成に努めるとともに、職員からの提案を積極的に吸収し、明朗で活力ある職場作りに努めなければならない。

(提案の事項と方法)

第3条 職員は、次の事項について提案することができる。

- (1) 業務運営及び職務執行の改善に関する事項
- (2) 職場環境及び勤務条件の改善に関する事項
- (3) 事務の合理化、能率化に関する事項
- (4) 福利厚生及び余暇活用に関する事項
- (5) その他業務を効率的に推進するため必要と認められる事項

2 提案は、警務部長又は警察署長に対して、次の各号の区分に従い、当該各号に定める方法により行わなければならない。

- (1) 職員が警務部長に対して提案する場合 書面の提出又は京都府警察情報管理システムによる提案システム（以下「提案システム」という。）からの送信
- (2) 警察署員が自署の警察署長に対して提案する場合 書面の提出

(警務部長の措置等)

第4条 警務部長は、職員から提案を受けたときは、主管所属（提案された事項に係る事務を主管する所属をいう。以下同じ。）の長にこれを検討させ、その採否を決定するものとする。この場合において、主管所属の長の検討結果については、各部（サイバー対策本部を含む。）の庶務担当課長に対して会議における審議の要否の意見を聴くものとし、その結果、必要と認めるときは、採否の決定前に庶務担当課長会議等において審議するものとする。

2 警務部長は、前項の規定により採択した事項について、その実施状況の確認に努めるものとする。

3 警務部長は、採択した事項の実施状況等を職員に公開するものとする。

4 警務部長に対してなされた提案に関する事務は、警務部警務課において行うものとする。

(警察署長の措置等)

第5条 警察署長は、自署の署員から提案を受けたときは、当該提案について幹部会議等において審議した上で、その採否を決定するものとする。

2 警察署長は、前項の規定により採択した事項について、その実施状況の確認に努めるものとする。

3 警察署長は、採択した事項の実施状況等を自所属の職員に公開するものとする。

4 警察署長に対してなされた提案に関する事務は、自署の警務課において行うものとする。  
(提案内容の報告)

第6条 警察署長は、前条第1項の規定により審議した結果、提案の内容が、他の所属に影響を及ぼすもの、各所属の斉一を期する必要があるもの又は自署限りでは採否を判断することが困難なものについては、当該提案の内容を警務部長に報告（警務部警務課長経由。以下同じ。）しなければならない。

(審議結果等の報告)

第7条 警察署長は、第5条第1項の規定により審議して採否を決定した結果及び採択した事項の実施状況を随時、警務部長に報告しなければならない。

(効果的な取組の報告)

第8条 警察署長は、提案に関する効果的な取組を行った場合は、随時、警務部長に報告するものとする。

(採択事項の通知等)

第9条 警務部長は、採択した事項を主管所属に通知するものとする。この場合において、警務部長が特に必要と認めるときは、当該通知に係る事項を警察本部長に報告するものとする。

2 前項の通知を受けた主管所属は、警務部長が採択した事項につき遅滞なく処理し、その実施状況を警務部長に報告しなければならない。

3 警務部長は、第1項後段の規定による報告をした事項について前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る実施状況を警察本部長に報告するものとする。

(表彰)

第10条 表彰は、表彰等に関する訓令（昭和38年京都府警察本部訓令第5号）により、次に掲げる者に行うものとする。

(1) 警務部長又は警察署長が採択した事項で優秀と認められるものを提案した者

(2) 警務部長又は警察署長が採択した事項について優秀と認められる業務改善等を行った者

(3) 前2号に掲げるもののほか、提案に関する取組が優秀であると認められる者

(その他)

第11条 その他提案について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和54年2月1日から施行する。